［略］			
家畜	豚、牛、馬、めん羊又は山羊をいう。		
家きん	鶏、うずら、あひる、七面鳥、ほろほろ鳥その他の食用に飼育される鳥をいう。		
［略］			
		ベーコン類	
		ベーコン	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚のばら肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬し、及びくん煙したもの ［号を削る。］ 二　一をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
		ロースベーコン	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚のロース肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬し、及びくん煙したもの ［号を削る。］ 二　一をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
		ショルダーベーコン	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚の肩肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬し、及びくん煙したもの ［号を削る。］ 二　一をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
［削る。］			
［削る。］			

［同上］			
家畜	豚、牛、馬、めん羊又は山羊をいう。		
［加える。］			
［同上］			
		ベーコン類	
		ベーコン	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚のばら肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬し、及びくん煙したもの 二　ミドルベーコン又はサイドベーコンのばら肉（骨付のものを含む。）を切り取り、整形したもの 三　一又は二をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
		ロースベーコン	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚のロース肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬し、及びくん煙したもの 二　ミドルベーコン又はサイドベーコンのロース肉（骨付のものを含む。）を切り取り、整形したもの 三　一又は二をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
		ショルダーベーコン	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。）をいう。 一　豚の肩肉（骨付のものを含む。）を整形し、塩漬し、及びくん煙したもの 二　サイドベーコンの肩肉（骨付のものを含む。）を切り取り、整形したもの 三　一又は二をブロック、スライス又はその他の形状に切断したもの
		ミドルベーコン	次に掲げるものをいう。 一　豚の胴肉を塩漬し、及びくん煙したもの 二　サイドベーコンの胴肉を切り取り、整形したもの
		サイドベーコン	豚の半丸枝肉を塩漬し、及びくん煙したものをいう。